

府内藩領大分郡竹ノ中村と影戸村の

草場騒動について

佐藤 満洋

(一)

宝暦五年(一七五五)九月五日に、府内藩領大分郡竹ノ中村(現由布市庄内町竹ノ中)の庄屋栄右衛門以下、組頭助之丞・同曹右衛門・同平左衛門の連署・惣百姓の名において、同郡橋爪村大庄屋重左衛門に同郡影戸村との間に生じた草場騒動の調停依頼のための「乍恐奉願上口上書之覚」⁽¹⁾を提出した。

竹ノ中村はJR久大線小野屋駅(現由布市庄内町)の北方約四キロ付近に位置する村で、高場山(七二四メートル)の東山腹の標高三五〇〜四〇〇メートル付近の急斜面に棚田と農家が散在している村である。その東方に七七八〇メートル程下った位置に影戸村(標高三〇〇メートル前後)があり、村の東側を谷川である小挾間川が北から南に流れている。

竹ノ中村は上述のように急傾斜の山の中腹に位置する村であるが、大津留地方の旧領主大津留氏の居村であった。そして同氏の居城であった松ヶ尾城跡を中心とした「大分郡大津留四方指御改之事」・「大分郡阿南庄大津留居屋敷分四方指事」⁽²⁾によると、採草地を含む山地が竹ノ中村の村域として近世に至ったようである。このため竹ノ中村は採草地が広く、後述のように影戸村をはじめ近隣の数村に貸

与することになったと考えられるのである。

なお、戦国大名大友氏の改易・除国により大津留地方の支配者だった大津留氏はその権力を失い、府内藩成立後は竹ノ中村の庄屋に任命されたが、以前のような力はなかったようである。

これに対して影戸村は竹ノ中村より低地で、谷川沿いの村であるため水田は竹ノ中村に比して多く、近世になると村としての経済力は竹ノ中村を凌ぐようになったと考えられるのである。しかし影戸村には採草地が無かったため、竹ノ中村から採草地の貸与をうけることになった。

ところが、影戸村は経済力を背景として採草地の境界を侵し、竹ノ中村との間に草場騒動を起こすことになったのである。

以下、上記「口上書之覚」によって、両村の草場騒動を眺めてみよう。なお、同「口上書之覚」は箇条書きで、出来事を記してあるので、その箇条ごとに眺めることにする。

(二)

宝暦五年(一七五五)七月二十二日に、影戸村の組頭伊右衛門が竹ノ中村の組頭平左衛門宅を訪れた。

「今日参り申す儀、余の儀にても之なく、御村方草場山の儀に付き参り申し候」と用件をきりだした。

伊右衛門と平左衛門の会谈の内容を整理すれば、伊右衛門が「曾て、其処許(竹ノ中村平左衛門)と影戸村の佐左衛門殿の御二人で、草場山貸与の件について取り決めをして下さったが、この度も内々

に我ら二人で相談申し上げたい」と言うのに対して、平左衛門は「以前は、影戸村の佐左衛門殿と自分が内々に取り決めをしたが、その取り決め相手の佐左衛門殿が亡くなったので、草場山貸与の話は自然消滅である。新規に相談となれば、自分一人では決めることはできない。竹ノ中村の仲間とも相談しなければならぬ。ところが、先頃、影戸村の庄屋・組頭衆が竹ノ中村の草場御見分と称して草場山に行かれたのは何事か。他村内に入り込んで、御見分けとは勝手な振る舞いではないか。」と問い質した。

これに対して伊右衛門は「自分はその日は、タバコの芽欠きをしていて、その御見分けには参加しなかったが、その御見分けは（これまで貸与されていた）草場の外周の見回りだったはずである」と答えた。

平左衛門は「竹ノ中村の草場を影戸村に引き渡した覚えはない。しかし十年ほど前に、府内藩の御手代森久右衛門様御支配の時、草場の争いがあった、森久右衛門様の裁定で『従来通りに草を伐らせよ』とのことだったので、止むを得ず裁定に従ったのだが、またまた御見分けとは、何事か」と厳しく抗議したため、伊右衛門は帰らざるをえなかった。

(三)

竹ノ中村では草場の内、「尾つぶれ山の西の平の分ハけと（マ、）」を影戸村の「しろ」「うど」「西ノその」「杉ノ尾」四ヶ所の者に草を伐らせていた。

その理由は、影戸村の庄屋権右衛門と、竹ノ中村庄屋次郎兵衛の時代は昵懇の間柄だった。このため、権右衛門が「此の方支配右四ヶ所の者、草場これなく候て難儀いたし候、其処許ご支配広く御座候、何卒、尾つぶれ山西ノ平伐らせ下され候」との申し入れをし、次郎兵衛が草を伐ることを許可したと言う、先代の両庄屋には昵懇時代があったのである。

(四)

十ヶ年以前の丙寅年（延享三年（一七四六）六月十二日、竹ノ中村の小字岩ノ下の荒畑が採草地化していた所で、影戸村の藤吉が無断で草を刈り取っているのを、竹ノ中村の者が発見してこれを取り押さえ、鎌を取り上げて藤吉を追い返すという事件が発生した。

藤吉は捨てぜりふを吐いて村に逃げ帰ったが、その後、影戸村から橋爪村大庄屋に鎌を取り上げられたことの届けが出された。

このため竹ノ中村の庄屋・組頭が橋爪村大庄屋に呼び付けられ、影戸村の藤吉の鎌を取り上げたことに対して嚴重注意が行われた。

これに対して竹ノ中村から、「影戸村は平生我がままに御座候えば、了簡と申す儀は得心仕りがたく候」と反論し、嚴重注意には納得がゆかない旨の抗議がなされた。

このような経緯の後、橋爪村大庄屋が藩庁に訴え、手代の森久右衛門と安井吉右衛門から竹ノ中村の庄屋・組頭が呼び出されるといふ事件に発展した。

そして「隣村の儀にこれあり候へば、少々広めに伐らせ候ように」

と、影戸村の肩をもち、竹ノ中村に厳しい判決が言い渡された。このため、この後は毎年、境界線を決める「榜示」を立てて、指図通りに影戸村に少し広めに草を伐らせるようになった。

(五)

宝暦五年七月十八日、竹ノ中村の「一ノ堀」と称する所の荒れ畑に影戸村の新平の下人鶴松が来て、草を伐り採っているところを竹ノ中村の者が発見し、鎌を取り上げて鶴松を追い返した。

同月二十四日に、影戸村の庄屋勘右衛門の使者として組頭の長左衛門が、竹ノ中村庄屋栄右衛門宅に来て、「荒畑立野にて伐り申し候へば、鎌取られ候儀、如何」と鎌を取り上げられたことに抗議を申し入れた。

庄屋栄右衛門は「此の方は未だ存ぜず候へども、立野はもとより「榜示」より内は決して伐り申さざるはず」と筋を通し、鶴松を取り押さえた「百姓を招呼、詮議の上御返事申すべし」と答えて使者を帰した。

(六)

八月十五日に橋爪村大庄屋重左衛門から竹ノ中村の庄屋に、「組頭を召し連れて出頭せよ」との呼び出しを受けた。

大庄屋は「影戸村から草場の件で訴えが来ている」旨を前置して、竹ノ中村に「立野広く、まかり成(有力)候由：少々狭め候様に」と申し付けた。

竹ノ中村側は「前々の通り榜示指し申し候、十年以前に御決めのため、少しも相違御座無く候、此のうえ影戸村より如何様に申し候とて、(草場を)狭め候ては、竹ノ中村の百姓相立ち申さず：得心つかまつりがたく候」と、大庄屋の命令を拒否した。そして「影戸村から願書を差し出させ、了簡を聞き直して欲しい」旨を申し述べて村に引き上げた。

(七)

翌十六日に、庄屋・組頭残らず出頭せよとの命令が、昼前になって再び届いた。

しかしこの日は、組頭の平左衛門と曾右衛門は体調不良で床にいた。また、助之丞は山ノ口村(現別府市城島)に出かけていたため、呼び返しても時間的に、夜でなければ帰りつかないことが分かった。

このため翌日の朝飯後に、庄屋栄右衛門は組頭の助之丞と、病気で床にしている平左衛門の倅儀左衛門、組頭の曾右衛門の三人を連れて出頭した。

ところが、昨日出頭しなかったため、影戸村は府内に出頭するよう言い置いて府内に出発した後だった。

府内に出頭した竹ノ中村に対して大庄屋は、竹ノ中村の「荒畑畝高書付」を差し出す様にと命じた。影戸村は鎌を取り上げられたのが荒畑の草を刈り取ったことによるので、竹ノ中村の荒畑を大庄屋に告げたものであろう。

年貢対称地を、理由はともあれ荒畑にしていることへのお咎めを心配した竹ノ中村は、「荒畑畝高書付」の差し出しは御容赦下さる様に願ひ出た。「しかし乍ら御上に差し上げ候様に御座候はば、その節、御目に掛け差し上げ申し候」と開き直った。

大庄屋は「不届き者共、立ち上がりまかり帰れ」と声を荒げて叱りだしたので、やむなく村に立ち帰ることになり、府内での調停も不調に終わった。

(八)

十九日に、またまた竹ノ中村の庄屋・組頭は、橋爪大庄屋重左衛門に呼び付けられた。そして「影戸村にただ今までの留め場の草伐らせ候様に」と命ぜられた。

これに対して竹ノ中村は「十年以前に森久右衛門様の御内意にて少々広めに遣わし候様にと仰せられ、是非無く広め申し候、…此の上さまに仰せられ候儀、不心得に存じ奉り候」と此れまでの主張を繰り返した。

大庄屋は「不届き者、其の方ども、何を申し候ても此の方は構はれ無く伐らせ候程に、その通り相心得よ」と最後通告をした。

竹ノ中村は「幾重に仰せ付けられ候ても、此の儀においては、百姓ども一統合点つかまつらず候」と返答した。

(九)

同日の昼から二十二日まで、影戸村から大勢が牛馬を引き連ねて

竹ノ中村の草場の留場(榜示の外)を伐り荒らすという事件が発生した。特に庄屋勘右衛門は、牛馬を引き連ねて、昼食持参で草を伐り採らせた。

この事件の最中の二十一日に、影戸村の吉左衛門と竹ノ中村の次郎右衛門が出会った時、次郎右衛門が吉左衛門に「其こ許の村は如何様なる致し方に候や」と尋ねたところ、「ご不審ご尤も、斯様に伐り申す筈はこれなく候へども、大庄屋重左衛門殿のお手代小兵衛殿仰せつけられにて、伐り申し候」と吉左衛門が答えた。

「お手代小兵衛様仰せ付けられ候や」と重ねて尋ねたところ、「確かに仰せつけられ候」と吉左衛門の返事が返ってきた。

同日、影戸村の惣助と竹ノ中村の伴七が路原で出逢って「この間より大勢暴れ込まれ、伐り申され候儀、如何」と尋ねたところ、惣助は「庄屋勘右衛門殿肝煎りをもって御手代衆、大庄屋殿より仰つけられ候間、留場伐り取り候様にと触れ回り申し候」と答えた。

伴七が「その儀相違これなく候や」と尋ねると、惣助は「斯様な儀に虚言これなく、確かに触れ回り申し候」と答えた。

同二十二日に竹ノ中村の永小畑と言う荒畑に草が生い茂っているのを、影戸村の吉左衛門が伐りとっているところに、竹ノ中村の仁六が出会い、留めたところ吉左衛門は「御手代衆は大庄屋殿の仰せ付けにて、荒畑立野残らず伐り採る筈に候えば、此の場所一ヶ所ばかり残し置き候こと、まかり成り申さず候」と草を伐り採った。

(十)

「右の通りにござ候ては、竹ノ中村百姓ども相立ち申さざる儀に御座候…」と、「口上書之覚」の奥書は書きはじめている。記載事項を整理すると次の通りである。

(1) 「右荒畑立草と申すは、近年猪、殊の外暴れ申し候て、山辺・野方の畑には、何色に寄らず、作毛根付けつかまつり候ても一向(結局)猪荒らしにまかり成候て、大切の御年貢御上納も致し様御座無く候」

(2) 「村中百姓立ち会い、相談の上にて、草を立ておき、余方の田畑かしき・こやし等につかまつり候て、御年貢御上納つかまつることに御座候、しかる所を右の通り申し掛け残らず伐り採り申され候ては、御年貢の致し様も御座無く候事、百姓ども難儀に及び申し候」

(3) 「竹ノ中村の儀は、御公料長野村・山ノ口村と境申し候、殊に長野村境の儀は、先年論地の場所にて御座候、一組宗寿寺村・柚木村とも境居り申し候」

(4) 「柚木村の儀は『尾つぶれ北の平』と申す場所、前々より伐り来らせ申し候へども、ただ今まで終に口論等もつかまつり候儀御座無く候」

(5) 「影戸村においては如何様の子細とも存じ奉らず、斯様なるし方に御座候、右の赴きにては末々に至るべきまでも伐り採り申すべきやと、幾重も嘆かわしく存じ奉り候、ご慈悲をもって宜

しき様に御吟味遊ばしなされ、百姓ども末々まで相立ち申し候様、仰せ付けなされ下さり候様仰せ上げられ下さるべく候」

(十一)

この「口上書之覚」を受け取った橋爪村大庄屋重左衛門がどのような捌きをしたのか、影戸村庄屋がどのような出方をしたのか、史料制約のため知り得ない。

しかし、この草場騒動の経過を振り返ってみると、騒動の黒幕は仲裁すべき立場の橋爪村大庄屋重左衛門で、宝暦五年八月十九日に竹ノ中村に対して「其の方ども、何を申し候ても、此の方は構いこれ無く伐らせ候ほどに、その通り相心得よ」と最後通告をしたことにより、騒動が一気に激化したのである(八)参照。

大庄屋の手代小兵衛が影戸村百姓を扇動して回り、大庄屋の意向を後ろ盾に影戸村庄屋勘右衛門は自己の手代にも留め場の草刈り採りを触れ回らせ、自らも手代等を引き連れて、弁当持参で草場荒らしをしているのである。

この一連の騒動に参加せざる得なかったであろうが、比較的冷静な目で眺めていた百姓もいたことは注目してよいだろう。即ち、影戸村の吉左衛門や惣助がそれである(九)参照。

一連の草場騒動は、表面的にはただ草刈り場の権利争いの様に見えるが、底辺には「なぜ竹ノ中村だけが草刈り場を広く持っているのか、古くは影戸村も草刈り場に権利を持っていたのではないか」という疑念が、影戸村の百姓、特に庄屋家、更には橋爪村大庄屋家

にも郷愁に似た疑念として持ち続けていたのではないだろうか。このため表面化した騒動の様に考えられるのである。

そもそも竹ノ中村の庄屋大津留氏と橋爪村大庄屋橋爪氏は豊後大神氏系の氏族である。

大神系図⁽³⁾によれば、大神惟季が阿南荘(現由布市庄内町地方)に入部した後、阿南次郎を称し、一族が阿南・松尾・小原・大津留・橋爪等々の諸氏の祖となっている。そして一族の諸氏が荘内に割拠して勢力を延ばしたのである。

大津留氏の祖義隆が分立した年代ははっきりしないが、居を定めたのが高場山の東側山腹の、現在の竹ノ中村を中心とした地域だったと考えられる。

同地は阿南荘の大半を一望できる位置にあることから、軍事的拠点となる松ケ尾城の城地の選定を行い、続いて周辺に水田や畑の開発が行われたと考えられる。水田は山からの湧き水を引けば灌漑は可能だったが、急傾斜地の山腹のため面積の立ち上がらない棚田しか得られなかったため、住居は水田を開き得ない場所に構えねばならなかった。大津留氏の屋形跡は、松ケ尾城跡よりも高い位置に有り、数百メートル離れた急傾斜地を開いて構えていることから想像できよう。

また、牛馬の飼料や田畑の堆肥を得る採草地の確保が必要だった。このため地域の東北方に広がる草原の囲い込みを行ったと考えられる。こうして出来上がったのが「大分郡大津留四方指御改之事」「大分郡阿南庄大津留居屋敷分四方指事」であろう。

草地の囲い込みにあたっては、山麓の低地の農民が採草地として利用していた場所が、或いは囲い込まれた可能性が無きにしても有らずと考えられるのである。力で押さえ込まれたか、或いは奉仕の代償として、何代にも渡って草地を利用させてもらっていた農民の子孫が居たとしたら、上記の草場騒動ではどのように行動したであろうか。

また影戸村庄屋勘右衛門と橋爪村大庄屋重左衛門は、竹ノ中村庄屋栄右衛門に対して地位も経済力も逆転して優位にたったことによる行動ではなかったかと考えられなくもないが、考え過ぎだろうか。後日を期したい。

なお、本稿を草するに当たって、使用した「乍恐奉願上口上書之覚」は由布市挾間町未来館での「歴史と古文書」講座で教材として使用させて戴いたものであり、その使用と、本稿作成にあたって史料の使用を快諾戴き、更に松ケ尾城跡と竹ノ中村一帯の調査の案内をして戴いた大津留正義氏、及び右の調査にご協力戴いた二宮修二氏に厚くお礼を申し上げます。

註

- (1) 「乍恐奉願上口上書之覚」 大津留正義氏文書
- (2) 「大分郡大津留四方指御改之事」「大分郡阿南庄大津留居屋敷分四方指之事」 大津留正義氏文書
- (3) 「大神氏略系図」 渡辺澄夫『源平の雄 緒方三郎惟栄』